

令和4年度第2回兵庫県国民健康保険団体連合会理事会議事録

日時 令和4年11月22日（火）
午後2時から

場所 兵庫県国民健康保険団体連合会
大会議室（センタープラザ18階）

令和4年度第2回兵庫県国民健康保険団体連合会理事会議事録

1 開催日時 令和4年11月22日(火)午後2時～午後2時45分

2 開催場所 兵庫県国民健康保険団体連合会 大会議室

3 理事数 11名

4 出席理事 11名

(1) 出席者(2名)

理事長 酒井隆明 (丹波篠山市長)

専務理事 福田庸二

(2) 書面出席(9名)

理事 森哲男 (三田市市長) (代理) 国保医療課長 谷郷和貴

蓬萊務 (小野市長) (代理) 市民課主幹 仲山聖

清元秀泰 (姫路市長) (代理) 市民生活部長 室井靖彦

上崎勝規 (洲本市市長) (代理) 保険医療課長 中尾幸子

河野勝雄 (兵庫県食品国保組合理事長) (代理) 専務理事 寺田利樹

庵途典章 (佐用町長)

岡田康弘 (加古川市長)

石井登志郎 (西宮市長)

浜上勇人 (香美町長)

(3) 説明のため出席した者の職氏名(8名)

事務局長 永井克典 総務部長 入江健介

審査部長 宮崎勝也 保険者支援部長 細目久一

総務課長 草田康史 財務課長 工藤惠

出納課長 橋本陽子 情報システム課長 松本嘉弘

5 議 事

(1) 報告事項

報告第6号 兵庫県国民健康保険団体連合会職員服務規程の一部を改正する規程の制定
について

(2) 議決事項

議案第8号 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う令和4年度歳入歳出予算補正
について

(3) 協議事項等

ア 令和5年度兵庫県国民健康保険団体連合会の事業計画(案)について

イ 審査支払手数料等について

ウ 令和5年度県予算編成に係る要望について

エ 令和4年度中間監査の結果について

6 会議の概要

開 会	草田総務課長の司会により開会
開会あいさつ	酒 井 隆 明 理事長
議 長 選 任	規約第 32 条第 1 項の規定により、酒井理事長が議長に選任された。 議 長 酒 井 隆 明 理事長
出席者の報告	草田総務課長から報告を行った。 出席者 2 名、書面出席者 9 名
理事会成立宣言	酒井議長が宣言した。 規約第 34 条第 1 項の規定により、理事会が成立することを宣言
議事録署名人の選任	規約第 35 条の規定により、福田専務理事が指名された。 議事録署名人 福田 庸二 専務理事
議 事	永井事務局長及び入江総務部長から説明及び報告を行った。 ・報告事項 (1 件) ・議決事項 (1 件) ・協議事項等 (4 件)
閉 会	

7 議事（要旨）

草田総務課長

ただ今から令和4年度第2回理事会を開会いたします。

開会にあたりまして、理事長の酒井丹波篠山市長からご挨拶を申し上げます。

酒井理事長

皆さんこんにちは。

本日は、令和4年度第2回理事会を開催しましたところ、皆様にはお忙しいなか、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

早いもので11月も半ばで、今年も残りわずかとなって参りました。この秋は文化祭やいろんな祭りも開かれまして、私共丹波篠山市でも観光の方が増えてきまして、10月は黒豆、枝豆もあったんですけども、10月だけで70万人と、今までで一番多い数字となっています。

しかし、またここにきてコロナのほうも感染拡大が少し心配されますので、注意していただきたいと思います。

さて、連合会を取り巻く状況としましては、課題となっている「次期国保総合システムのクラウド化」に伴う経費の問題がありますが、先週、東京で開催された「国保制度改善強化全国大会」において、国庫補助の要請など、厚生労働大臣や国会議員への陳情を行なったと聞いています。

また、厚生労働省が令和5年度予算の概算要求に盛り込んでいた国保総合システムの更改経費57億円につきましては、今年度の補正予算に前倒しされ、先日、第2次補正予算案が閣議決定されたという状況であります。

本会としましても、関係機関と連携し取り組んで参りますので、またよろしく願いいたします。

本日は、報告事項が1件、議決事項が1件、協議事項が3件、中間監査の報告が1件ございます。

どうかよろしく願い申し上げます。

草田総務課長

ありがとうございました。

次に、議長の選任でございます。

規約第32条第1項の規定により、酒井理事長をお願いいたします。

酒井議長

それでは、議長を務めさせていただきます。

本日の出席状況について、報告をお願いします。

草田総務課長

理事定数は11名でございます。

本日の出席者2名、代理出席を含め、書面出席9名、以上、過半数の出席がありますことをご報告いたします。

酒井議長

規約第34条第1項の規定により、理事会が成立することを宣言いたします。

理事会の議事録署名人は、規約第 35 条の規定により議長が指名することになっておりますので、福田専務理事さんをお願いいたします。

福田専務理事
酒井議長

はい。

それでは、これより議事に入ります。

まず、報告事項として報告第 6 号「職員服務規程の一部を改正する規程の制定について」を報告いたします。

事務局に説明を求めます。

永井事務局長

事務局長の永井でございます。よろしくをお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

それでは、資料右上「報告事項」をお願いいたします。

なお、「兵庫県国民健康保険団体連合会」を以下、本会と略させていただきます。

報告第 6 号につきましては、本会規約第 34 条の 2 の規定により、臨時急施を要し、理事会を招集する暇がございませんでしたので、令和 4 年 10 月 1 日に理事長専決処分を行ったものでございます。

報告第 6 号「本会職員服務規程の一部を改正する規程の制定について」で
ございます。

制定理由は、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正に伴う兵庫県の「職員の子育て支援に関する規則」の一部改定に準じて所要の整備を行うため、制定したものでございます。

2 ページをお願いいたします。

改正の概要でございますが、男性職員の育児参加のための特別休暇の取得期間を「出産予定日の 8 週間前から出産後 8 週間までの間」から「出産予定日の 8 週間前から子が 1 歳に達するまでの間」に改めるもので、施行期日は、令和 4 年 10 月 1 日でございます。

以上、報告第 6 号の説明を終わります。

酒井議長

報告第 6 号の説明が終わりましたが、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

(な し)

酒井議長

ないようでございますので、以上で報告事項の説明を終わります。

続きまして、議決事項として、議案第 8 号「新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う令和 4 年度歳入歳出予算補正について」を提案いたします。

事務局に説明を求めます。

永井事務局長

それでは、資料右上「議決事項」をお願いいたします。

議案第 8 号「新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う令和 4 年度歳入歳出予算補正について」でございます。

提案理由は、令和 4 年度上半期における新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、感染症支出金の予算が不足することから、所要の補正を行う必要があるため、この議案を提案するものでございます。

2 ページをお願いいたします。

「(1) 診療報酬審査支払特別会計 診療報酬支払勘定」でございます。

補正前の額 4,440 億 4,746 万 3,000 円

補正額 10 億円の増、

補正後の額 4,450 億 4,746 万 3,000 円でございます。

補正理由は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う公費負担医療受入金及び支出金の増でございます。

6 ページをお願いいたします。

「(2) 後期高齢者医療事業関係業務特別会計 後期高齢者医療診療報酬支払勘定」でございます。

補正前の額 8,029 億 816 万 3,000 円

補正額 8 億円の増

補正後の額 8,037 億 816 万 3,000 円

補正理由は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う公費負担医療受入金及び支出金の増でございます。

以上、議案第 8 号の説明を終わります。

酒井議長

議案第 8 号の説明が終わりましたが、御意見、御質問等がありましたらお願いいたします。

(な し)

酒井議長

ないようでございますので、議案第 8 号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なし)

酒井議長

では、議案第 8 号は原案のとおり決定します。

なお、議案第 8 号は本来ですと、「収入支出の予算」に関することですので、本来ですと国民健康保険法第 27 条第 1 項の規定により、総会の議決事項であります。総会を招集する時間的余裕がないため、同法第 25 条第 2 項の規定により、理事の専決処分として原案のとおり決定するとともに、同法第

25条第3項の規定により、次の総会で報告することといたします。

次に、協議事項等に移ります。

まず、「令和5年度兵庫県国民健康保険団体連合会の事業計画（案）について」を協議いたします。

事務局に説明を求めます。

永井事務局長

それでは、右上資料1「令和5年度兵庫県国民健康保険団体連合会の事業計画（案）」について」をお願いいたします。

「1基本方針」でございます。

本会は、保険者の共同体として、また、審査支払機関として、社会的使命を果たすことを目的に「保険者に満足され信頼される連合会をめざして」を基本理念に掲げ、国保・後期高齢者医療・介護保険等に係る各種事業を行っております。

国保を取り巻く情勢は、いわゆる2025年問題など高齢化に伴う、被保険者の後期高齢者への移行や、「勤労者皆保険」など被用者保険の適用拡大が進められており、国保被保険者の更なる減少に伴う保険財政等への影響が懸念されております。

一方、介護保険におきましては、令和2年度の給付費が10兆円を超えるなど、高齢化に伴いサービス利用者の増加と介護給付費の増加が見込まれており、給付の適正化などによる介護保険制度の持続可能性の確保が課題となってきました。

本会の基幹業務である診療報酬審査支払業務につきましては、昨年3月に策定された「審査支払機能に関する改革工程表」に基づき、支払基金と国保連合会の審査結果の差異の解消やシステムの整合について取組が進められております。

また、平成30年度に都道府県化された国保制度につきましては、兵庫県においては、令和9年度に向けて保険料水準の統一や事務の標準化が進められているところですが、国の方では「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が施行され、各市町は令和7年度までに国保を含む20業務についてガバメントクラウドへの移行が求められるなど、国保事務の標準化の動きが進んできております。

これらの情勢を踏まえまして、令和5年度の本会事業運営につきましては、医療費や介護給付費の適正化に係る審査支払業務に取り組むとともに、保険者ニーズを踏まえた積極的な保険者支援を進めるなど、以下の基本方針のも

と諸事業を展開してまいります。

「1 審査支払業務の充実・強化」につきましては、審査の質の向上と効率化を行うなど、審査業務の充実・強化を図るとともに、円滑な支払業務に努めてまいります。

「2 保険者支援事業の充実・強化」につきましては、保険者ニーズを把握し、保険者事務の効率化や負担軽減に向けた各種支援事業の充実・強化に努めてまいります。

「3 効率的な運営体制の確立」につきましては、健全な財政運営を推進するとともに、組織に必要な人材を育成するなど、効率的な運営に努めてまいります。

2 ページをお願いします。

主要事業の概要でございます。

(1) 審査支払業務の充実・強化につきましては、アの診療報酬等ですが、(ア)の診療報酬等審査支払業務の充実・強化、(イ)の統一的なコンピュータチェックルールの設定・拡充のところですが、審査を適正かつ効率的に行うため、審査委員会の円滑な運営を行うとともに、保険医療機関等に対して、迅速かつ確実な支払を行うこと、また、職員の審査業務能力の向上を図ることにより、専門的かつ効果的な審査事務共助に取り組むとともに、「審査支払機能に関する改革工程表」に則り、コンピュータチェック及び審査基準の統一を計画的に進め、審査精度の向上に努めてまいります。

(ウ)は、令和5年度に拡充する「資格確認業務」でございます。

資格喪失後受診等のレセプトは、現在、医療機関への支払が終わってから翌月以降、保険者からの申し出により過誤処理を行い、保険医療機関等に返戻する流れとなっておりますが、これを連合会が一次審査時点で発見・返戻することにより、給付の適正化を図るとともに、保険者の事務負担軽減に努めてまいります。

(エ)は、療養費等の審査支払業務についても、審査を適正かつ効率的に行い、施術機関に対して、迅速で確実な支払を行います。また、あはき療養費の受領委任制度の導入に向けて検討してまいります。

イの介護給付費等につきましては、審査を適正かつ効率的に行うため、審査委員会の円滑な運営を行うとともに、事業所に対する迅速かつ確実な支払を行ってまいります。

また、インターネット請求や、新たに国が進めようとしているケアプラン

データの連携システムにつきまして、関係機関と連携して普及促進に努め、給付明細書等の返戻減少など、介護給付費の審査支払事務全体の効率化が図れるよう取り組んでまいります。

ウの障害者総合支援関係につきましても、適正かつ効率的な審査と事業所に対する迅速かつ確実な支払を行ってまいります。

また、県・市町における事務の効率化や負担軽減を図るため、一次審査におけるシステムチェックを拡充してまいります。

続きまして、(2)保険者支援事業の充実・強化でございます。

アの共同事業等につきましては、(ア)は国保保険者事務の共同電算処理でございます。

医療費適正化の支援や保険者事務の効率化を図るため、記載の事業を含め、各種の共同事業を実施してまいります。

(イ)国保事務の標準化・広域化に関する協議・検討は、新たに取り組む内容であります。9月に開催いたしました支部代表者協議会でご協議いただき、承認を得たものでございます。

令和9年度に向けて進められる市町保険者の保険料水準の統一と事務の標準化、令和7年度を目標年度としたガバメントクラウドによる国保事務の標準化など、本県における今後の国保事務全体を効率化するためには、県・保険者・連合会が一体となった国保運営体制が必要と考えております。事務の標準化と、その標準化された事務の本会を活用した広域化(共同実施)について、県と連携のもと保険者と具体的な協議を行ってまいります。

次に、(ウ)は、第三者行為求償事務でございます。

こちらにつきましては、医療費及び介護給付費の適正化に資するよう、損害賠償求償事務を行ってまいります。

また、記載のとおり、求償事案発見のための情報提供や、県と連携した研修会の開催などにより、保険者の取組を支援してまいります。

(エ)(オ)(カ)は、介護保険関係でございます。介護給付の適正化支援、データを活用した介護予防の取組支援、介護サービス苦情処理業務につきまして、記載のとおり保険者支援に取り組んでまいります。

次に、4ページの中段、イの保健事業等の積極的な展開でございます。

(ア)保険者努力支援制度に重点を置いた保健事業の展開として、「糖尿病性腎症重症化予防」や「特定健診受診率の向上」など、保険者努力支援制度の評価指標に掲げられている項目が国保保険者にとっての共通課題であると認

識し、これらに重点を置いた保険者支援に取り組んでまいります。

令和5年度も、本会の保健師等「保健事業コーディネータ」が、保健事業支援・評価委員会の専門家と連携して、各保険者に合わせた助言や支援を行ってまいります。

(イ)の高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施につきましては、各市町の国保・後期・介護・保健衛生部門の連携した取組を支援できるよう、記載のとおり取り組んでまいります。

(ウ)のKDBシステムによるデータ分析の実施につきましては、上記の保健事業や一体的実施においてデータ活用いただいておりますが、蓄積されるデータを整理し、分析を行いまして、保険者と情報共有してまいりたいと考えております。

また、県と連携しまして、圏域ごとの医療費や疾病等の特徴・傾向把握を行いますとともに、医療費適正化の観点でのデータ分析にも取り組んでまいります。

最後に(3)効率的な運営体制の確立でございます。

アの各種電算システムの円滑稼働につきましては、保険者・連合会ともに事務を行う上で欠かすことのできないものとなっておりますので、円滑かつ安定した稼働に努めてまいります。

また、国保総合システムにつきましては、令和6年度に更改時期を迎えますので、円滑に移行できるよう計画的に準備を進めます。

イの持続可能な組織運営体制でございます。

(ア)健全な財政運営の推進につきましては、政府のクラウド・バイ・デフォルト方針に基づき、既存システムのクラウド化が進められていくことになり、クラウド化に伴う掛り増し経費の財源確保につきましては、引き続き、国保中央会等関係団体と連携し、国庫補助要請を行ってまいります。

また、情勢の変化に対しましては、中期財政見通しを策定し健全な財政運営を目指してまいります。

(イ)のICTを活用した事業運営の効率化につきましては、Web会議システムの活用など、記載のとおり効率化に取り組んでまいります。

(ウ)の人材育成等につきましては、審査支払業務改革や国保事務の標準化・広域化など、取り巻く情勢、保険者から求められる役割などが大きく変化してきております。

それらに的確に対応するためには、保険者から信頼される高い専門性を持

った職員が必要と考えておりますので、その育成に取り組んでまいります。

以上、資料1の説明を終わります。

酒井議長

資料1「令和5年度兵庫県国民健康保険団体連合会の事業計画（案）について」の説明が終わりましたが、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

（ な し ）

酒井議長

ないようでございますので、資料1「令和5年度兵庫県国民健康保険団体連合会の事業計画（案）について」に基づいて、令和5年度の事業計画を進めさせていただくということで御異議ございませんか。

（ 異議なし ）

酒井議長

それでは、そのようにさせていただきます。

次に、「審査支払手数料等について」を協議いたします。

事務局に説明を求めます。

入江総務部長

総務部長の入江でございます。よろしくお願いいたします。

右上資料2「審査支払手数料等について」をお願いいたします。

今回、策定した令和5年度から令和7年度の中期財政見通しは、令和6年度以降、順次行われる国保中央会の標準システムクラウド化に伴い、本会の支出の構成が大きく変わる過渡期となります。

しかしながら、標準システムに係る更改内容や経費の詳細は明らかにならず、国保中央会が令和4年10月までに提示した概算額に基づき、本会独自で国保中央会負担金を算出するなど、令和6年度以降の手数料等には相当な概算を含んだものもあります。

なお、こちらの詳細につきましては、2ページ以降に記載しておりますので、のちほど説明いたします。

ついでには、令和5年度の負担金等を以下に提示しますが、令和6年度以降については今後、財政見通しが大きく変動する可能性もあることから、令和5年度に別途協議とします。

1 令和5年度手数料等（1）見直し分についてです。

ア 柔道整復師施術療養費審査支払手数料については、令和5年4月給付・支出決定分から1件あたり消費税及び地方消費税込み107円80銭といたします。

イ 第三者行為損害賠償求償事務取扱手数料については、令和5年5月に本会から送金する損害賠償金から、消費税及び地方消費税込みで、第三者行

為損害賠償求償事務は、損害賠償額の100分の5に相当する額×1.1、第三者直接求償事務については、委任状1件当たり3,300円といたします。

ウ 障害者総合支援関係審査支払手数料については、令和7年度の障害者総合支援審査支払等システムの機器更改経費について、前回更改経費を上回る額に対し、ICT積立資産を保有することにより、財源を確保するため、令和4年度、1件当たり2円引き上げを行いました。令和4年度末には必要額を確保できる見込みとなったことから、令和5年5月請求分から、1件当たり、消費税及び地方消費税込みで、129円80銭といたします。

2ページをお願いいたします。

(2) 据置分については、参考資料として配付しております「令和5年度 本会会員負担金・審査支払手数料等一覧表(案)」に記載しておりますので、のちほどご確認ください。

2 中期財政見通し(1) 国保中央会各種標準システムの動向等、ア 標準システムのクラウド化 についてです。

令和6年度以降、国保中央会の各種標準システムについては、政府が推進するクラウド・バイ・デフォルト原則に基づき、従来方式であるオンプレからクラウド化による更改となります。システムの更改年度等、詳細については、のちほど、最終ページに添付しておりますA3縦の表、「令和5年度以降の標準システム、国保中央会負担金(システム関連)、本会負担金・手数料の動き」で説明いたします。

イ 標準システムがクラウド化されることに伴う本会への影響ですが、従来方式であるオンプレでの更改では、国保中央会が開発した標準システムを本会購入のサーバーに導入し、保守運用を行っていることから、導入・更改及び保守運用経費は、本会が委託電算会社と直接契約し、支払っています。

令和6年度以降、標準システムが順次クラウド化されると、標準システムの保守運用は国保中央会が行うこととなるため、本会が委託電算会社に支払う運用経費はなくなりますが、国保中央会が行う保守運用範囲が広がるため、各連合会から支払う国保中央会負担金は引き上げられる可能性が高くなります。

加えて、保険者ニーズ等に対応するため、本会では標準システムに対応する外付けシステムを構築しており、クラウド化後は、標準システムとのデータのやり取りに別途費用が発生することとなります。

(2) 主な前提条件 ア 中期財政見通しにおける標準システム関連経費の

計上ですが、令和 6 年度以降、順次、クラウド化される標準システムの更改及びその後の保守運用経費については国保中央会からは概算額しか提示されていません。

したがって、令和 6 年度以降の標準システム関連経費は以下を前提としております。

①クラウド化される標準システムに係る国保中央会負担金は、令和 4 年 10 月までに国保中央会が提示した概算額に基づき、本会が独自に算出しています。

②標準システムの詳細な仕様が明らかでないことから、本会外付けシステムの更改及び保守運用経費にはリスクを含んでいます。

③国庫補助の措置が不明であるため、クラウド化に伴うかかり増し経費に対する補助金収入は見込んでいません。

ついては、中期財政見通しの収支状況は、今後、詳細が明らかになれば大幅に変動する可能性があることをご承知おきください。

2 ページ下段から 3 ページ上段にかけて、イ 歳入、及び ウ 歳出 の前提条件は記載のとおりです。

(3) 収支状況 ですが、連合会全体の収支状況については、令和 5 年度 4,451 万 2 千円の黒字、令和 6 年度は 4 億 3,630 万 8 千円の赤字、令和 7 年度も同程度の 4 億 3,571 万円の赤字を見込んでいます。

(4) 令和 5 年度に財源が不足する会計の対応については、令和 4 年度までの繰越金を活用することで対応いたします。

4 ページをお願いいたします。

(5) 会計別の財政見直し ア 一般会計についてです。

表中の歳入ですが、主なものとして、歳入の上段「会員負担金」は令和 5 年度単価、「KDB システム負担金」及び「保健事業負担金」は、令和 5 年度については令和 4 年度からの据置単価、令和 6 年度以降については、必要額に基づく単価により収入を見込んでいます。

歳入下から 4 行目、「他会計繰入金」は、事務所維持費等に係る共通経費、退職給付引当資産への積立分の繰入です。

その下、「積立金繰入金」は、減価償却引当資産、保健事業積立金からの繰入です。

歳出ですが、主なものとして、3 行目の「投資的経費」として、表の欄外に記載しております、国保データベース機器更改など、各年度、機器更改等

を予定しております。

その下「積立金」は、減価償却引当資産、退職給付引当資産の必要額と、保健事業積立金への積立です。

表中のいちばん下、「歳入歳出差引」ですが、令和5年度マイナス864万3千円、令和6年度マイナス272万2千円、令和7年度マイナス403万1千円を見込んでいます。

5ページをお願いいたします。

「イ 診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）」です。

表中の歳入ですが、主なものとして、手数料収入については、上から4行目及び5行目の、国保情報集約システム手数料と療養費等審査支払手数料は、各年度、必要額に基づく単価により収入を見込んでおり、その他の手数料については、令和5年度単価に基づき、見込んでいます。

歳出ですが、主なものとして、上から3行目「投資的経費」ですが、表の欄外に記載しております、国保総合システム機器更改など、予定しております。

その2つ下、「積立金」は、財政調整基金積立資産、減価償却引当資産、電算処理システム導入作業経費積立資産、及びICT積立資産への積立です。

その下、「他会計繰出金」は、共通経費分と職員退職給付引当資産への積立分に係る一般会計への繰出です。

国保業務勘定以降、すべての業務勘定の積立金及び他会計繰出金についても同様です。

表中のいちばん下、「歳入歳出差引」ですが、令和5年度プラス3,297万4千円、令和6年度マイナス2億919万8千円、令和7年度マイナス2億7,575万円を見込んでいます。

6ページをお願いいたします。

「ウ 介護保険事業関係業務特別会計（業務勘定）」です。

表中の歳入ですが、主なものとして、手数料収入については、令和5年度単価に基づき、見込んでいます。

介護保険業務勘定につきましては、令和5年度及び令和6年度に、審査支払1件当たり2円27銭の国保中央会負担金の引き上げが行われますが、取扱件数の増加等による収入増により対応することとし、令和5年度の審査支払手数料については、令和4年度単価を据え置くこととしております。

歳出ですが、主なものとして、3行目「投資的経費」ですが、表の欄外に

記載しております、令和 6 年度の介護給付適正化等対応など、予定しております。

表中のいちばん下、「歳入歳出差引」ですが、令和 5 年度プラス 2,035 万 4 千円、令和 6 年度マイナス 1,005 万円、令和 7 年度プラス 6,217 万 9 千円を見込んでいます。

7 ページをお願いいたします。

「エ 障害者総合支援法関係業務等特別会計（業務勘定）」です。

表中の歳入ですが、主なものとして、手数料収入については、令和 5 年度単価に基づき、見込んでいます。

歳出ですが、主なものとして、3 行目「投資的経費」ですが、表の欄外に記載しております、令和 6 年度から令和 7 年度に障害者総合支援等システム機器更改を見込んでいます。

表中のいちばん下、「歳入歳出差引」ですが、令和 5 年度から令和 7 年度まで収支均衡を見込んでおります。

これは、ICT 積立資産への積立額について、洗い替え方式の会計処理を基本に、積立可能額を計上したことによるものでございます。

8 ページをお願いいたします。

「オ 特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計（業務勘定）」です。

表中の歳入ですが、主なものとして、手数料収入については、令和 5 年度単価に基づき、見込んでいます。

歳出ですが、主のものとして、3 行目「投資的経費」ですが、表の欄外に記載しております、保険者及び連合会設置端末等機器更改など、予定しております。

表中のいちばん下、「歳入歳出差引」ですが、令和 5 年度マイナス 17 万 3 千円、令和 6 年度マイナス 157 万 5 千円、令和 6 年度プラス 87 万 8 千円と、概ね、収支均衡を見込んでいます。

9 ページをお願いいたします。

「カ 後期高齢者医療事業関係業務特別会計（業務勘定）」です。

手数料収入については、上から 4 行目、療養費等審査支払手数料は、各年度、必要額に基づく単価により収入を見込んでおり、その他の手数料については、令和 5 年度単価に基づき、見込んでいます。

歳出ですが、主なものとして、上から 3 行目「投資的経費」ですが、表の欄外に記載しております、国保総合システム機器更改など、予定しております。

す。

表中のいちばん下、「歳入歳出差引」ですが、令和5年度収支均衡、令和6年度マイナス2億1,276万3千円、令和7年度マイナス2億1,898万6千円を見込んでいます。

10ページから13ページにつきましては、令和6年度以降の負担金等の見通しとして、負担金等の積算について説明を記載しておりますので、のちほどご確認ください。

最後のページをお願いいたします。

添付しておりますA3縦の表「令和5年度以降の標準システム、国保中央会負担金（システム関連）、本会負担金・手数料の動き」ですが、こちらは、令和5年度から令和8年度までの国保中央会開発の標準システムのクラウド・更改スケジュールとシステム関連の国保中央会負担金の協議・見直しのスケジュール、そして、これら国保中央会負担金の動きに伴う、本会負担金・手数料の協議・見直しスケジュールを記載しております。

令和6年度以降、国保中央会負担金の見直しが順次、行われる予定となっておりますので、令和5年度以降、負担金や審査支払手数料等の協議・見直しが多くなっておりますが、どうぞ、よろしくをお願いいたします。

以上で、資料2の説明を終わります。

酒井議長

資料2「審査支払手数料等について」の説明が終わりましたが、御意見、御質問等があればお願いします。

(な し)

酒井議長

ないようでございますので、資料2「審査支払手数料等について」に基づいて、令和5年度の予算編成を進めさせていただくということで御異議ございませんか。

(異議なし)

酒井議長

それでは、そのようにさせていただきます。

次に、「令和5年度県予算編成に係る要望について」を協議いたします。

事務局に説明を求めます。

入江総務部長

それでは、右上資料3「令和5年度県予算編成に係る要望について（概要）」をお願いいたします。

令和5年度県予算編成に係る要望につきましては、記載のとおり、令和4年12月上旬に、国保医療課長と高齢政策課長に向けまして、本会専務理事及び事務局長が要望する予定でございます。

要望事項は、

- (1) 国保連合会運営事業補助金による財政支援について、
 - (2) 保健事業及び介護予防事業に対する支援について
 - (3) 介護保険苦情処理業務に対する財政支援について
- の3つでございます。

次のページからは、実際の「要望書（案）」でございます。

1枚おめくりいただきまして、「令和5年度県予算編成に係る要望」でございます。

要望内容を読み上げさせていただきます。

国民健康保険制度は、国民皆保険体制の基盤となる制度として、地域住民の健康の保持・増進、福祉の向上及び生活の安定に極めて重要な役割を果たしている。

そうした中、国民健康保険団体連合会においては、複雑・高度化する診療報酬の審査に適切に対応するため、審査担当職員のスキルの向上等による専門的かつ効果的な審査事務共助に取り組むことにより、原審査精度の充実強化を図るとともに、適正かつ公平な事務の遂行に努めてきている。

今後、審査の一層の充実を図っていくためには、ICTの活用等による審査業務の効率化・高度化にこれまで以上に積極的に取り組むことが更に必要とされている。

また、介護保険については、要介護認定者及び利用者の増加や新規事業者の参入等により介護給付費が年々増加しており、審査支払業務をより一層、適正かつ公平に行うため事務の迅速化、合理化及び効率化に努めるとともに、介護保険関係業務の一環として行っている苦情処理業務の体制整備を図り、指定業者に対する迅速かつ効果的な指導、適切な介護保険サービスの提供を確保し、介護保険制度の円滑な実施を行っている。

県におかれては、このような国保事業及び介護保険事業の現状をご賢察のうち、県民の健康の保持・増進と福祉の向上を図るという行政の立場から、令和5年度予算において特段の配慮をされるよう保険者の総意をもって、ここに強く要望する。

令和4年12月、兵庫県国民健康保険団体連合会 理事長 酒井隆明

目次をとばしまして、1枚めくっていただきますと「国民健康保険事業に対する要望」の表紙があり、更に1枚めくっていただきまして、「国民健康保険団体連合会運営事業補助金による財政支援について」の要望です。

枠の中、「診療報酬の適正かつ円滑な審査支払を推進し、国民健康保険事業運営の健全化及び強化充実を図るため、国民健康保険診療報酬審査支払運営事業補助金及び国民健康保険団体連合会運営事業補助金により、引き続き財政支援を行うこと」を要望します。

背景・理由としましては、国民健康保険団体連合会では、国民健康保険事業の円滑な運営に資するため、基幹業務である国民健康保険診療報酬等の審査支払業務の強化充実を図っているところであり、その適正かつ健全な運営のため、県から次の補助金を受けている。

補助金の詳細につきましては、記載のとおりでございます。

最下段ですが、ついては、国民健康保険診療報酬等のレセプト審査をより一層、適正かつ公平に行い、支払業務を迅速かつ的確に実施するため、引き続き財政支援を図られたい。

次のページは「保健事業及び介護予防事業に対する支援について」でございます。

「市町が行う国保・後期高齢者ヘルスサポート事業や高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業の取り組みをより一層進めるため、県独自の財政支援策を創設し、市町の事業実施に対する支援を行うこと。」を要望します。

背景・理由は、本会では国による保険者努力支援、保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金評価指標及び後期高齢者医療制度の保険者インセンティブ等の制度を受け、保健事業等に係る市町支援策としてKDB補完システムの開発に取り組んでいますが、一部の市町においては、マンパワーや財政的な問題から当該システムを活用した上記事業を実施できていない状況にありますので、全市町が積極的かつ円滑に事業実施できるよう財政支援を図られたい。

次に、めくっていただきますと「介護保険事業に対する要望」でございます。

1枚めくっていただきまして、「介護保険苦情処理業務に対する財政支援について」でございます。

「介護保険苦情処理業務に係る事務の適正かつ円滑な実施を維持するため、引き続き財政支援を行うこと。また補助金額については、令和2年度の水準

とするよう図られたい。」

背景・理由としましては、「国民健康保険団体連合会は、介護保険法第176条第1項第3号の規定に基づき、介護保険サービス利用者の権利擁護や適切な介護保険サービスの提供を確保するため、利用者等からの相談や苦情申立について、介護サービス事業者等に対する調査及び必要な指導・助言を行っている。

また、これらを公正かつ適正に行うため介護サービス苦情処理委員会を設置する等、苦情処理業務を実施しているが、今後、20年程度は受給者数の増加が見込まれることに伴い、相談件数等の増加も想定されることから体制の維持、継続が必要となる。

については、適切な介護保険サービスの提供を確保するとともに、介護保険制度の円滑な実施に資するため、苦情処理業務について、引き続き財政支援を図られたい。」

補助金の詳細につきましては、記載のとおりでございます。

以上、資料3の説明を終わります。

酒井議長

資料3「令和5年度県予算編成に係る要望について」の説明が終わりましたが、御意見、御質問等があればお願いします。

(な し)

酒井議長

ないようでございますので、資料3「令和5年度県予算編成に係る要望について」に基づいて、県への要望を進めさせていただくということで御異議ございませんか。

(異議なし)

酒井議長

それでは、そのようにさせていただきます。

次に、「令和4年度中間監査の結果について」を事務局から説明願います。

入江総務部長

それでは、右上資料4「令和4年度中間期における会計別歳入歳出予算執行状況」をお願いいたします。

こちらは、「一般会計」から「後期高齢者医療事業関係業務特別会計」の6会計について、令和4年4月1日から令和4年9月30日までの上半期における歳入歳出予算執行状況を記載しております。

6会計の合計は、最下段でございますが、

予算現額	1兆9,151億5,232万5,000円、
収入済額	7,913億3,877万5,096円、
支出済額	7,898億4,496万4,790円、

歳入歳出差引額 14億9,381万 306円となっております。

2ページ及び3ページをお願いいたします。

中間監査の報告でございます。

本会監事であります、伊藤芦屋市長さん、越田川西市長さんには、令和4年11月7日に、都倉高砂市長さんには、令和4年11月10日に、本会におきまして、監査を実施していただきました。

監査結果をご覧くださいますと、「令和4年度兵庫県国民健康保険団体連合会の事業実施状況並びに一般会計、各特別会計の歳入歳出予算執行状況及び財産の管理状況について、諸帳簿、証拠書類、預金現在高とも適正に処理されていたことを認める。」との監査結果をいただいております。

以上、資料4の説明を終わります。

酒井議長

資料4「令和4年度中間監査の結果について」の説明が終わりましたが、御意見、御質問等があればお願いします。

(な し)

酒井議長

ないようでございますので、以上をもちまして、本日の理事会の議事等は全て終了いたしました。

御協議ありがとうございました。

草田総務課長

ありがとうございました。

これをもちまして、令和4年度第2回理事会を閉会いたします。

本日は御協議いただきまして、ありがとうございました。

議 事 録 署 名

議

長

酒井隆明

議事録署名人

福田庸二